

佐賀市と西九州大学との災害時要援護者の支援に関する協定書

佐賀市と西九州大学の両者（以下「両者」という。）は、災害時要援護者避難支援対策事業の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西九州大学が有する福祉・介護・心理等に関する専門知識、人材、施設等を活用することで、災害時の要援護者への支援の充実に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者が連携・協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）佐賀市が実施する災害時要援護者避難支援対策事業への総合的アドバイザーとしての役割に関する事。
- （2）避難所等の運営支援に関する事。
- （3）災害発生時における大学施設（関連施設を含む）の提供に関する事。
- （4）災害発生時における避難所等への大学教職員の派遣や学生の福祉・介護ボランティアとしての派遣に関する事。
- （5）その他両者が必要と認める事項に関する事。

（協議事項）

第3条 連携・協力事項の詳細等については、両者が個別に協議して定めるものとする。

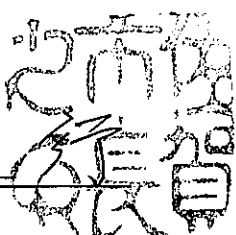
（有効期間）

第4条 この協定書は、協定書締結の日から効力を発するものとし、両者の一方又は双方から連携・協力の終了を申し入れない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定書は、2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通保管するものとする。

平成23年7月4日

佐賀市栄町1番1号
佐賀市
佐賀市長

秀島敏 

神埼市神埼町尾崎4490番地9
西九州大学
西九州大学長

福元裕 